

## ～受給者証発行の流れ～

放課後等デイサービス GRIT（令和3年2月1日）

### 放課後等デイサービスの利用方法

放課後等デイサービスの利用には、「**通所受給者証**」が必要になります。

### 受給者証とは

放課後等デイサービスを利用していただくための**証明書**です。

受給者証が未発行の場合、診断名が付いていても、療育手帳を持っていても放課後等デイサービスの利用が出来ません。

### 申請方法

**お住いの市区町村の相談窓口**で申請を行います。

越谷市の場合、越谷市役所の子ども家庭部 子育て支援課が受給者証の申請窓口になります。

※各市区町村によっては申請手順が異なる場合がありますので、市の窓口を確認をお願いいたします。

### 申請時の必要書類（越谷市の場合）

- 障害者手帳、特別児童扶養手当受給者証、または医師の診断書（療育の必要性が読み取れるもの）※
- 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（保護者及び児童分）
- サービス等利用計画案
- 印鑑

### ※障害者手帳、医師の診断書について

療育が必要であることを証明するために必要となります。

受給者証申請の前に診断書もしくは療育手帳をお持ちのご家庭はスムーズに手続きを進められます。

どれもお持ちでないご家庭は、一度発達外来のある小児科や児童精神科に受診されることを推奨します。なお、病院によっては予約の確保が難しく、診断までに期間を要する場合があります（病院によっては数か月先まで予約が埋まっている場合もあります）。

受診はお住まいの市区町村以外の医療機関でも行えますので、近隣の市区町村で空いている医療機関を探してみるのも一つの手段です。

また、市区町村によっては所属する医師や心理士によって発達検査や診断を受けられます。そのほか病院や子ども相談センターなどを紹介してくれる場合もありますので、お住まいの市区町村へ一度ご相談してみてください。

## サービス等利用計画案とは

**障害児支援利用計画案**とも言います。

放課後等デイサービスを利用するお子様の課題やご家庭での希望、週に何回サービスを利用するか等を記載するものであり、**受給者証の申請の為に必要書類の1つ**になります。

作成の依頼は**相談支援事業所**に行います。

相談支援事業所には相談支援専門員という計画書の作成を行ってくれる職員が配置されており、その職員がご家庭にヒアリングし作成していきます。

## サービス等利用計画案の作成の流れ（越谷市の場合）

- 1) 子育て支援課に通所給付費の支給申請及び障害児計画相談支援給付費の支給申請をする。
- 2) 相談支援事業所に計画案の作成を依頼する。
- 3) 計画案の内容確認をした後、事業所より市役所に提出。

※相談支援事業所が見つからない場合やご家庭が希望する場合には、ご家庭で作成する**セルフプラン**を提出することができます。

## セルフプランとは

現在、相談支援専門員の数が不足しており計画書を作成してもらうのに多くのご家庭が待機中であるといった自治体も少なくないです。

そんなときには、**保護者様自身で作成するセルフプラン**を選択することができます。

セルフプランを選択することで相談支援専門員の作成を待たずにスムーズに受給者証の申請が出来ます。

## セルフプランの作成方法

基本的に各自治体のホームページにセルフプランの様式と記入例などが掲載されていますので、そちらを参考にしながらご家庭で作成を進めていきます。

記載する内容は、サービス等利用計画案と同様に、放課後等デイサービスを利用するお子様の課題やご家庭での希望、週に何回サービスを利用するか等となっています。

受給者証がないと事業所の見学ができないというわけではございませんので、一度気になる事業所に見学へ行き、各事業所の雰囲気や療育内容、空き情報などを確認してから作成することをお勧めします。

## 受給者証申請後

市区町村や利用を希望するサービスの種類によってさまざまですが、受給者証申請から支給決定まで**約2週間**、長い場合は1~2ヶ月かかると市区町村もあります。

受給者証がお手元に届きましたら、利用したい事業所と**契約**を行うことができます。